

健康福祉統計

1 人口動態

(1) 出 生

出生数は、第二次ベビーブーム（昭和 48 年：82,960 人）をピークに減少した後、平成 3 年（54,187 人）から増減を繰り返しながら減少傾向にあり、令和 6 年は 33,763 人（92.5 人／日）（全国 686,173 人）で、前年の 35,658 人（全国 727,288 人）より 1,895 人減少（全国 41,115 人減少）した。

出生率は、人口千人に対して（以下「人口千対」という。）5.6（全国 5.7）で、前年の 5.9（全国 6.0）から 0.3 ポイント減少した。また、全国の 5.7 を 0.1 ポイント下回った。

出生数を母の年齢（5 歳階級）別に見ると、15～19 歳、50 歳以上の階級以外は減少している。

構成割合は、30～34 歳階級（38.6%）が最も多く、次いで 25～29 歳階級（25.1%）、35～39 歳階級（23.8%）の順となっている。

合計特殊出生率は、昭和 51 年に 2.0 を下回り、平成 15 年に 1.20 となったのちに増減を繰り返して、平成 28 年より減少傾向となっている。

令和 6 年は 1.09（全国 1.15）で、前年 1.14（全国 1.20）より 0.05 ポイント下回った。全国順位は 41 位となっている。

表 1 出生数・出生率・合計特殊出生率の年次推移

年次	出生数		出生率（人口千対）		合計特殊出生率	
	全国	千葉県	全国	千葉県	全国	千葉県
昭和 40 年	1,823,697	54,170	18.6	20.0	2.14	2.31
昭和 45 年	1,934,239	72,481	18.8	21.6	2.13	2.28
昭和 50 年	1,901,440	77,416	17.1	18.7	1.91	2.03
昭和 55 年	1,576,889	65,554	13.6	13.9	1.75	1.74
昭和 60 年	1,431,577	60,719	11.9	11.7	1.76	1.75
平成 2 年	1,221,585	53,356	10.0	9.7	1.54	1.47
7	1,187,064	54,388	9.6	9.5	1.42	1.36
8	1,206,555	55,415	9.7	9.6	1.43	1.33
9	1,191,665	54,574	9.5	9.4	1.39	1.28
10	1,203,147	54,961	9.6	9.4	1.38	1.26
11	1,177,669	54,005	9.4	9.2	1.34	1.22
12	1,190,547	55,318	9.5	9.4	1.36	1.30
13	1,170,662	54,511	9.3	9.2	1.33	1.24
14	1,153,855	54,607	9.2	9.2	1.32	1.24
15	1,123,610	52,789	8.9	8.9	1.29	1.20
16	1,110,721	52,983	8.8	8.9	1.29	1.22
17	1,062,530	50,588	8.4	8.5	1.26	1.22
18	1,092,674	51,762	8.7	8.6	1.32	1.23
19	1,089,818	51,821	8.6	8.6	1.34	1.25
20	1,091,156	52,306	8.7	8.7	1.37	1.29
21	<u>1,070,036</u>	51,839	8.5	8.6	1.37	1.31
22	<u>1,071,305</u>	51,633	8.5	8.4	1.39	1.34
23	<u>1,050,807</u>	50,379	8.3	8.2	1.39	1.31
24	<u>1,037,232</u>	48,881	8.2	8.0	1.41	1.31

25	<u>1,029,817</u>	<u>48,343</u>	8.2	7.9	1.43	1.33
26	<u>1,003,609</u>	<u>46,753</u>	8.0	7.6	1.42	1.32
27	<u>1,005,721</u>	<u>47,019</u>	8.0	7.7	1.45	1.38
28	<u>977,242</u>	<u>45,389</u>	7.8	7.4	1.44	1.35
29	<u>946,146</u>	<u>44,055</u>	7.6	7.2	1.43	1.34
30	918,400	43,404	7.4	7.1	1.42	1.34
令和元年	865,239	40,799	7.0	6.6	1.36	1.28
2	840,835	40,168	6.8	6.6	1.33	1.27
3	811,622	38,426	6.6	6.3	1.30	1.21
4	770,759	36,966	6.3	6.1	1.26	1.18
5	727,288	35,658	6.0	5.9	1.20	1.14
6	686,173	33,763	5.7	5.6	1.15	1.09

(注) 平成 22 年出生率の算出人口は、平成 22 年国勢調査基準人口（総務省統計局）であり、平成 27 年出生率・合計特殊出生率は、平成 27 年国勢調査による「年齢・国籍不詳をあん分した日本人人口」を使用している。

(注 2) 平成 16・18・21～29 年の都道府県からの報告漏れによる再集計を行ったことにより、下線が引かれた数値について平成 30 年に修正した。

表 2 合計特殊出生率の年次推移

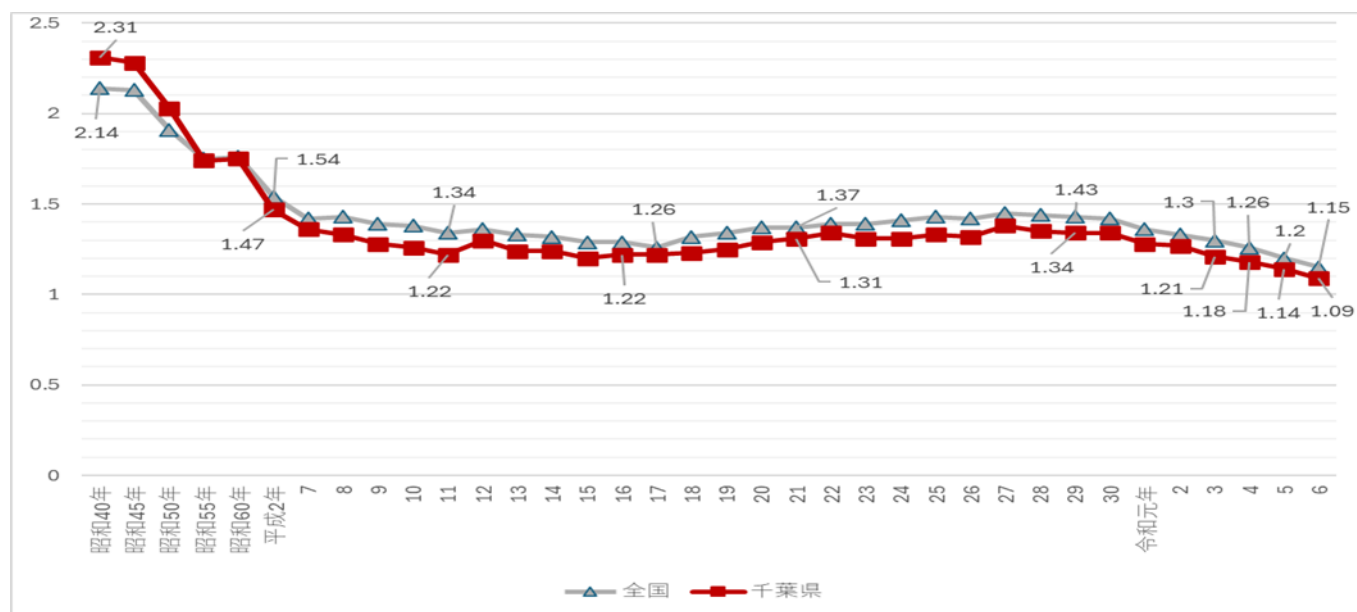


表 3 母の年齢（5 歳階級）別にみた出生

母の年齢	出生数			対前年増減	
	令和4年	令和5年	令和6年	令和5年-令和4年	令和6年-令和5年
総数	36,966	35,658	33,763	△ 1,308	△ 1,895
～14歳	1	3	1	2	△ 2
15～19歳	212	176	192	△ 36	16
20～24歳	2,145	1,844	1,751	△ 301	△ 93
25～29歳	9,360	8,915	8,461	△ 445	△ 454
30～34歳	13,798	13,562	13,031	△ 236	△ 531
35～39歳	9,114	8,769	8,041	△ 345	△ 728
40～44歳	2,240	2,299	2,198	59	△ 101
45～49歳	90	89	86	△ 1	△ 3
50歳以上	6	1	2	△ 5	1
不詳	0	0	0	0	0

(2) 死 亡

死亡数は、昭和 50 年代から増加傾向で推移しており、令和 6 年は、75,159 人（205.9 人／日）（全国 1,605,378 人）で前年の 73,002 人（200.0 人／日）（全国 1,576,016 人）より、2,157 人増加（全国 29,362 人増加）した。

令和 6 年の死亡率（人口千対）は 12.4 で、前年より 0.4 ポイント上回った。また、全国の死亡率 13.3（全国前年 13.0）を 0.9 ポイント下回り、全国第 41 位となっている。

死因順位をみると、第 1 位は悪性新生物（死因構成割合 24.5%）、第 2 位は心疾患（15.1%）、第 3 位は老衰（11.9%）（全国(1)悪性新生物（23.9%）(2)心疾患(14.1%) (3)老衰（12.9%））となっている。

これら上位 3 死因が全死亡数に占める割合は、51.5%（全国 50.9%）で、前年（全国 51.0%）と同様であった。

表 4 年次別保健所別死亡率（人口千対）

保健所	2年	14年	16年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	5年	6年
総数	5.2	6.7	7.0	7.5	7.6	7.8	7.9	8.2	8.4	8.7	8.8	8.8	9.1	9.2	9.6	9.7	10.1	10.1	10.7	11.8	12.0	12.4
千葉市	4.1	5.9	6.1	6.4	6.6	6.6	6.9	7.4	7.5	7.9	8.0	8.1	8.4	8.6	9.2	9.3	9.9	9.9	10.1	11.5	11.6	12.1
船橋市	4.1	5.6	5.9	6.3	6.6	6.4	6.6	7.0	7.1	7.4	7.7	7.4	7.7	7.9	8.1	8.4	8.6	8.9	9.3	10.4	10.6	10.8
柏市	4.1	5.5	5.7	6.3	6.4	6.8	6.5	6.5	7.3	7.5	7.5	7.3	7.7	7.8	8.4	8.3	8.7	9.0	9.7	10.6	10.6	10.9
市川	3.8	4.9	5.2	5.5	5.2	5.6	5.8	6.1	6.3	6.4	6.5	6.6	6.8	6.8	6.9	7.1	7.3	7.4	8.0	8.5	8.6	8.7
松戸	4.0	5.7	5.9	6.4	6.6	6.9	7.0	7.4	7.5	7.8	7.8	8.0	8.2	8.3	8.9	8.9	9.1	9.4	9.9	11.1	10.9	11.7
野田	5.7	7.1	7.6	8.2	8.1	7.8	7.7	9.0	8.4	9.0	9.0	9.4	10.4	10.0	10.4	10	10.8	11.1	11.9	13.0	13.2	13.5
印旛	5.1	6.0	6.4	7.0	6.9	7.2	7.2	7.7	7.9	8.3	8.3	8.4	9.0	8.7	8.9	9.1	9.6	9.3	9.8	10.9	11.6	11.8
佐原	8.3	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
銚子	8.5	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
八日市場	9.7	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
東金	8.2	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
長生	7.7	8.8	8.9	9.5	10.7	10.6	10.8	11.3	11.4	12.0	11.7	11.9	12.5	12.7	13.5	13.4	14.3	14.1	14.7	16.4	16.3	16.8
夷隅	10.2	12.8	13.3	12.8	13.3	14.1	13.6	15.0	15.3	15.6	15.4	17.4	17.1	16.7	19.2	17.8	18.2	18.0	18.2	20.6	22.3	22.9
市原	5.2	6.6	6.8	7.7	7.6	8.0	8.3	8.6	8.9	8.9	8.7	8.8	9.6	9.7	10.2	10.2	10.7	11.1	11.4	12.4	12.8	13.6
君津	6.4	7.9	8.7	8.7	9.2	9.6	9.4	9.1	9.6	10.2	10.2	10.3	10.8	10.5	11.1	11.3	11.3	11.6	12.0	13.7	13.7	14.2
館山	10.1	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
鴨川	9.9	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
船橋	4.0	5.6	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
松尾	9.1	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
習志野	4.1	5.4	5.8	6.3	6.2	6.4	6.6	6.9	7.4	7.5	7.6	7.7	8.0	8.0	8.2	8.3	8.9	8.8	9.3	10.7	11.0	11.2
柏	4.2	5.7	5.8	6.5	6.5	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
香取	.	10.4	10.3	11.5	12.3	13.2	12.3	13.0	13.6	13.2	13.6	13.4	14.4	14.5	15.0	14.2	16.6	15.7	15.4	17.9	18.5	19.6
海浜	.	10.5	10.9	12.3	11.8	12.4	12.0	13.0	13.5	14.0	13.8	13.4	14.0	14.4	14.8	15.7	15.2	15.2	16.0	17.7	17.9	17.5
山武	.	9.1	9.6	10.3	11.0	10.5	10.6	11.2	11.3	11.9	11.7	11.8	12.6	12.4	13.0	13	13.6	13.2	14.5	15.5	16.0	16.8
安房	.	12.8	13.0	14.1	14.2	14.8	15.3	16.1	15.5	16.2	15.8	15.9	16.7	16.6	17.1	17.4	17.8	17.1	18.7	20.8	19.9	20.6
全国	7.1	7.8	8.2	8.6	8.8	9.1	9.1	9.5	9.9	10.0	10.1	10.1	10.3	10.5	10.8	11	11.2	11.1	11.7	12.9	13.0	13.3

（注）平成 9 年以降は、保健所改編後の保健所単位で集計。

表 5 主要死因別死亡数及び死亡率（人口 10 万対）

死 因	令和 6 年（千葉県）		令和 5 年（千葉県）		令和 6 年（全国）	
	総 数		総 数		総 数	
	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率
全死因	75,159	1,240.9	73,002	1,200.5	1,605,378	1,334.5
1悪性新生物	18,388	303.6	18,292	300.8	384,111	319.3
2心疾患（高血圧性を除く）	11,317	186.8	11,228	184.6	226,388	188.2
3老衰	8,970	148.1	8,062	132.6	206,887	172.0
4脳血管疾患	4,839	79.9	4,794	78.8	102,821	85.5
5肺炎	4,240	70.0	3,921	64.5	80,176	66.6
6誤嚥性肺炎	2,776	45.8	2,733	44.9	63,667	52.9
7新型コロナウイルス感染症	1,582	26.1	1,693	27.8	35,865	29.8
8不慮の事故	1,712	28.3	1,608	26.4	45,743	38.0
9腎不全	1,315	21.7	1,291	21.2	29,665	24.7
10高血圧性疾患	1,288	21.3	1,119	18.4	11,799	9.8
11間質性肺疾患	1,144	18.9	1,096	18.0	24,395	20.3
12自殺	930	15.4	1,026	16.9	19,608	16.3
13血管性及び詳細不明の認知症	993	16.4	941	15.5	24,666	20.5
14大動脈瘤及び解離	947	15.6	896	14.7	20,427	17.0
15糖尿病	986	16.3	870	14.3	14,959	12.4
16肝疾患	855	14.1	842	13.8	18,858	15.7
17アルツハイマー病	823	13.6	788	13.0	25,595	21.3
18慢性閉塞性肺疾患	699	11.5	730	12.0	16,629	13.8

(3) 死 産

死産数は、758 胎(2.1 胎／日)(全国 15,323 胎)で、前年の 776 胎(全国 15,534 胎)より 18 胎減少(全国 211 胎減少)し、死産率[出産(出生数+死産数)千対]は 22.0(全国 21.8)で前年の 21.3(全国 20.9)を 0.7 ポイント増加した。

(4) 婚 姻

婚姻数は、平成 12 年(39,597 組)以降減少傾向で推移し、令和 6 年は、24,093 組(全国 485,092 組)で、前年 23,251 組(全国 474,741 組)より 842 組増加(全国 10,351 組増加)した。

また、婚姻率(人口千対)は、令和 6 年は 4.0(全国 4.0)で、前年の 3.8(全国 3.9)から 0.2 ポイント増加した。なお、平均初婚年齢は夫 31.6 歳(全国 31.1 歳)、妻 30.0 歳(全国 29.8 歳)である。

(5) 離 婚

離婚数は、平成 14 年をピークに減少傾向にあり、令和 6 年は 9,110 組(全国 185,904 組)で、前年の 9,151 組(全国 183,814 組)より 41 組減少(全国 2,090 組増加)した。

また、令和 6 年の離婚率(人口千対)は、1.50(全国 1.55)で前年の 1.50(全国 1.52)と同数でした。

表 6 人口動態総覧

	実 数		差	率	
	令和6年(A)	令和5年(B)		令和6年	令和5年
出生	33,763	35,658	△ 1,895	5.6	5.9
死亡	75,159	73,002	2,157	12.4	12.0
乳児死亡	53	75	△ 22	1.6	2.1
新生児死亡	20	34	△ 14	0.6	1.0
自然増減	△ 41,396	△ 37,344	△ 4,052	△ 6.8	△ 6.1
死産	758	776	△ 18	22.0	21.3
周産期死亡	110	133	△ 23	3.2	3.7
婚姻	24,093	23,251	842	4.0	3.8
離婚	9,110	9,151	△ 41	1.50	1.50

(1) 出生・死亡・自然増減・婚姻・離婚率は人口千対、乳児・新生児死亡率は出生千対、死産率は出産(出生+死産)千対、周産期死亡率は出産(出生+妊娠満 22 週以後の死産)千対である。

(2) 数値：厚生労働省「人口動態統計」、千葉県「令和 6 年人口動態統計(確定数)の概況」

※用語の解説

乳児死亡・・・生後 1 年未満の死亡

新生児死亡・・・生後 4 週(28 日)未満の死亡

死産・・・妊娠満 12 週以後の死児の出産

周産期死亡・・・妊娠満 22 週以後の死産に早期新生児死亡(生後 1 週(7 日)未満の死亡)を加えたもの

2 千葉県の保健・医療・福祉をめぐる状況

(1) 健康で元気な県民 ～低い高齢化率、少ない医療費～

本県は平均年齢が低く、一人当たり医療費の額も少なく、死亡率も全国トップクラスの低さであるなど、県民が比較的健康で元気であるという特徴をもっている。しかしながら、高齢化が急速に進行しており、県民の健康づくりをさらに進めていくことが課題である。

項目	千葉県	全国	全国順位
人口 ※1 (R2)	6, 284, 480 人	126, 146, 099 人	多い方から 6 位
平均年齢 (R2) ※1	47.1 歳	47.7 歳	低い方から 9 位
平均寿命 (男) (R2) ※2	81.45 年	81.49 年	長い方から 23 位
平均寿命 (女) (R2) ※2	87.50 年	87.60 年	長い方から 30 位
高齢化率※1 (R2)	27.6% 最高 御宿町 52.2% 最低 浦安市 17.7%	28.6%	低い方から 7 位
高齢者人口の増加 (R2 年 10 月を 1 とし た時の R22 年の数) ※3	1.15 [推移] 1,734 千人 → 1,994 千人	1.09 [推移] 36,027 千人 → 39,285 千人	高い方から 5 位
人口一人当たりの 国民医療費 ※4	308.5 千円 (令和元年度)	351.8 千円 (令和元年度)	少ない方から 1 位
死亡率 (人口千対) (R6) ※5	12.4	13.3	低い方から 7 位

※1 令和2年国勢調査による数値。なお、千葉県及び全国の高齢化率は不詳補完後の数値。

※2 厚生労働省『都道府県別生命表の概況』による数値

※3 国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口 (R5(2023)年推計)』の数値をもとに作成 (全国順位は増加数の順位)

※4 厚生労働省『令和元年度国民医療費の概況』による数値

(都道府県別国民医療費は、国民医療費を患者の住所地に基づいて推計したもの)

※5 厚生労働省『人口動態統計 (確定数)』による数値

(2) 進展する少子化 ～全国平均と比べ低い合計特殊出生率～

本県の合計特殊出生率は高い方から全国第41位となっており、少子化が進行している。

令和6年の乳児死亡率は全国平均を0.2ポイント下回っており、周産期死亡率は全国平均より0.1ポイント低い。引き続き保育所の整備や周産期医療体制の充実など、子どもが健やかに生まれ育つための環境づくりが課題である。

項目	千葉県	全国	全国順位
合計特殊出生率※1	1.09 (令和6年)	1.15 (令和6年)	高い方から41位
乳児死亡率 (出生千対)※1	1.6 (令和6年)	1.8 (令和6年)	高い方から36位
周産期死亡率 (出産千対)※1	3.2 (令和6年)	3.3 (令和6年)	高い方から29位
妊娠満22週以後の 死産率(出産千対)※1	2.8 (令和6年)	2.6 (令和6年)	高い方から19位
早期新生児死亡率 (出生千対)※1	0.4 (令和6年)	0.7 (令和6年)	高い方から38位
保育所等数	保育所等 2,012か所 定員138,581人 公立359か所 定員39,926人 私立1,653か所 定員98,655人 (R7.4.1)	保育所等 39,975か所、 定員3,029,282人 (R7.4.1)	—
保育所等利用児童数の 伸び	110,626人 (H31.4.1) →124,687人 (R7.4.1) 12.7%増	2,679,651人 (H31.4.1) →2,678,417人 (R7.4.1) 0.05%減	—
保育所等利用待機児童数	91人 (R7.4.1)	全国2,254人 (近県の待機児童数 の状況) 東京都 339人 神奈川県 138人 埼玉県 208人 (R7.4.1)	多い方から9位

※保育所等とは、保育所、認定こども園(2・3号)及び地域型保育事業をいう。

※1 厚生労働省『人口動態統計(確定数)』による数値

(3) 急速に増える高齢者 ～高度経済成長期に流入の世代、一斉に高齢期～

本県の高齢化率は、全国でも低い水準にあるが、全国との差は徐々に縮まっており、高度経済成長期における社会増の世代が今後一斉に高齢期を迎えるため、全国平均を上回るスピードで高齢化が進むことが予測されている。このような急速な高齢化に対応して、健康づくり、介護予防・介護サービスの整備を進めていくことが課題である。

項目	千葉県	全国	全国順位
高齢化率※1 (R2)	27.6% 最高 御宿町 52.2% 最低 浦安市 17.7%	28.6%	低い方から 7 位
高齢者人口の増加 (R2 年 10 月を 1 とした 時の R22 年の数) ※3	1.15 [推移] 1,734 千人 → 1,994 千人	1.09 [推移] 36,027 千人 → 39,285 千人	高い方から 5 位
要介護認定者数(※2) ※第 2 号被保険者を除く	332,825 人 (R8.3.31)	7,225,575 人 (R8.3.31)	多い方から 8 位 (R8.3.31)
高齢者人口に占める 要 介護認定者(※2)の比率	19.1% (R8.3.31)	20.2% (R8.3.31)	低い方から 18 位 (R8.3.31)
特別養護老人ホーム	32,735 床 (R8.3.31)	664,793 床 (R6.10.1)	—
介護老人保健施設	14,795 床 (R8.5.31)	365,939 床 (R6.10.1)	—
特別養護老人ホーム 入 所希望者数(要介護 3 以 上)	9,374 人 (R8.1.1)	206,479 人 (R7.4.1)	—

※1 令和 2 年国勢調査による数値。なお、千葉県及び全国の高齢化率は不詳補完後の数値。

※2 介護保険事業状況報告の暫定数字による

(4) 増加する障害者 ～知的障害者、精神障害者が増加～

本県の人口千人当たりの身体障害者数は全国平均に比べ少ない状況にあるが、障害者数は増加

している。障害者が地域で暮らしていくために、住まい・日中活動の場の整備を推進するとともに、障害のある人に対する理解を広げる取組を進めることが課題である。

項目	千葉県	全国
身体障害者の割合（人口千人当たり） ※	28.2 人（令和 6 年度）	37.8 人（令和 6 年度）
身体障害者数 ※	177,031 人（令和 6 年度）	4,674,999 人（令和 6 年度）
身体障害者数の推移 ※	166,454 人（平成 21 年度） →177,031 人（令和 6 年度） 増加率 6.35%	5,107,947 人（平成 21 年度） →4,674,999 人（令和 6 年度） 減少率 8.48%
知的障害者数 ※	51,986 人（令和 6 年度）	1,321,350 人（令和 6 年度）
知的障害者数の推移 ※	29,732 人（平成 21 年度） →51,986 人（令和 6 年度） 増加率 74.85. %	816,548 人（平成 21 年度） →1,321,350 人（令和 6 年度） 増加率 61.82%
精神障害者数 ※	126,523 人（令和 6 年度）	—
精神障害者数の推移 ※	65,930 人（平成 21 年度） →126,523 人（令和 6 年度） 増加率 91.9%	—
障害福祉事業所等の状況	・障害児入所施設 17 か所、定員 618 人（R8.3.31） ・障害者支援施設 84 か所、定員 4,491 人（R8.3.31） ・日中活動系サービス事業所 1,755 事業所、 定員 35,194 人（R8.3.31） ・障害児通所支援事業所 2,433 事業所、 定員 23,062（R8.3.31）	—
障害福祉事業所等の待機者	日中活動系サービス及び障害児通所支援 41 人 居住系サービス及び障害児入所支援 555 人（R7.4.1）	—

※ 身体障害者は身体障害者手帳所持者、知的障害者は名簿登載者（全国については療育手帳交付台帳登載者数）、精神障害者は精神病床の入院者と自立支援医療（精神通院医療）受給者の合計（千葉市分を含む。）の数値である。

（５）限られた医療資源で県民医療ニーズに対応 ～医師の偏在・不足の解消が課題～

高齢者人口の急増が見込まれる中、疾病構造は大きく変化し、医療需要の増加も見込まれている。限られた医療資源を効果的・効率的に活用し、県民の医療ニーズに応えられるよう、県内の医師数の増加を図るとともに偏在を改善し、医療機関の役割分担と連携を推進している。

項目	千葉県	全国
病院 ※ 1	288 か所 [4.6 か所] (R6.10.1)	8,060 か所 [6.5 か所] (R6.10.1)
一般診療所 ※ 1	3,975 か所 [63.6 か所] (R6.10.1)	105,207 か所 [85.0 か所] (R6.10.1)
歯科診療所 ※ 1	3,178 か所 [50.8 か所] (R6.10.1)	66,378 か所 [53.6 か所] (R6.10.1)
病院病床数 (全病床) ※ 1	59,400 床 [950.2 床] (R6.10.1)	1,469,845 床 [1,187.3 床] (R6.10.1)
病床利用率 ※ 2	76.2% (R6)	77.0% (R6)
平均在院日数 (一般病床*) ※ 2	15.1 日 (R6)	15.5 日 (R6)
薬局 ※ 3	2,681 施設 [42.9 施設] (R7.3.31)	63,203 施設 [51.1 施設] (R7.3.31)
医療施設従事医師 (従業地) ※ 4	13,333 人 [213.3 人] (R6.12.31)	331,092 人 [267.4 人] (R6.12.31)
医療施設従事歯科医師 (従業地) ※ 4	4,493 人 [71.9 人] (R6.12.31)	100,266 人 [81.0 人] (R6.12.31)
薬剤師 (従業地) ※ 4	15,218 人 [243.4 人] (R6.12.31)	329,045 人 [265.8 人] (R6.12.31)
看護職員 ※ 5	63,767 人 [1,020.1 人] (R6.12.31)	1,698,421 人 [1,371.9 人] (R6.12.31)

※ [] 内は人口 10 万人当たりの数

※ 1 : 医療施設調査結果より

※ 2 : 病院報告より *一般病床とは、精神・感染症・結核・療養病床以外を指す。

※ 3 : 衛生行政報告例 年度報より

※ 4 : 医師・歯科医師・薬剤師統計結果より（2 年毎の統計である。）薬剤師は総数を記載。

※ 5 : 衛生行政報告例 隔年報より

3 社会福祉施設等の用語説明

老人福祉（保健）施設

養護老人ホーム

65歳以上の者で、環境上の理由及び経済的な理由により居宅での生活が困難な者を入所させ、養護するとともに、自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的とする施設。入所の要否は、市町村長が決定（措置）する。

（施設において、収容の余力がある場合に限り、定員の20パーセントの範囲内で契約入所させることが認められる。）

盲養護老人ホーム

65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的な理由により居宅での生活が困難であり、かつ目の不自由な者を入所させ、養護するとともに、自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的とする施設。

（施設において、収容の余力がある場合に限り、定員の20パーセントの範囲内で契約入所させることが認められる。）

特別養護老人ホーム

65歳以上の者であって、常時の介護を必要とする者（いわゆる要介護高齢者のうち、原則要介護3以上の者）であり、在宅において適切な介護を受けることが困難な者が入所する施設。

施設サービス計画に基づき、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う。

軽費老人ホーム

60歳以上の者（夫婦等の場合、どちらか一方が60歳以上）で、かつ、身体機能の低下や高齢等のため、独立して生活するには不安が認められる者で、家族による援助を受けることが困難な者が低額な料金で入所できる施設。

入所者の生活相談、食事サービスの提供等及び緊急時の対応を行う。入所者が個別の介護等を必要とする状態になった場合は、外部の在宅福祉サービスを利用する。

生活支援ハウス

60歳以上の一人暮らしの方、夫婦のみの世帯に属する方及び家族による援助を受けることが困難な方で、高齢等のため独立して生活するのに不安のある方に対して、介護、交流の場などを総合的に提供することにより、高齢者が安心して健康で明るい生活を送れるよう支援する。

老人デイサービスセンター

介護保険法の規定による通所介護に係る居宅介護サービス費等の支給に係る者などを通わせ、入浴、排泄、食事等の介護、機能訓練、介護方法の指導等の便宜を供与することを目的とする施設。

老人短期入所施設

介護保険法の規定による短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費の支給に係る者などを短期間入所させ、養護することを目的とする施設。

有料老人ホーム

老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供、洗濯、掃除等の家事の供与又は健康管理の供与をする事業を行う施設であって、老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居でないもの。

なお、有料老人ホームは、指導指針によって、①介護付有料老人ホーム（一般型特定施設入居者生活介護）、②介護付有料老人ホーム（外部サービス利用型特定施設入居者生活介護）、③住宅型有料老人ホーム及び④健康型有料老人ホームの4つの類型に分類されている。

介護老人保健施設

病状安定期にあり、入院治療する必要はないが、リハビリ、看護・介護を必要とする要介護認定者が入所対象となる。看護、医学的管理下での介護、機能訓練その他必要な医療、日常生活上の世話等の介護サービスの提供を行う施設。

老人（在宅）介護支援センター

地域の高齢者の福祉に関する各般の問題につき、在宅の要援護高齢者やその家族等からの相談に応じ、在宅の要援護高齢者等の介護等に関するニーズに対応した各種の保健・福祉サービスが総合的に受けられるように、関係行政機関等との連絡調整等を行う施設。

老人福祉センター

無料又は低額な料金で、高齢者の生活や健康などの各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設。

老人憩の家

市町村の地域において、高齢者に対し、教養の向上、レクリエーション等のための場を提供し、もって高齢者の心身の健康増進を図ることを目的とする施設。

老人休養ホーム

高齢者に対し低廉で健全な保健休養のための場を提供し、その心身の健康増進を図ることを目的とする施設。

介護保険事業・施設

訪問介護事業所

居宅要介護者について、居宅において介護福祉士等により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話をを行う事業所。

訪問入浴介護事業所

居宅要介護者について、その者の居宅を訪問し、浴槽を提供して行われる入浴の介護を行う事業所。

訪問看護事業所

居宅要介護者（主治医がその治療の必要の程度につき基準に適合していると認めたものに限る。）について、その者の居宅において看護師等により行われる療養上の世話又は必要な診療の補助を行う事業所。

訪問リハビリテーション事業所

居宅要介護者（主治医がその治療の必要の程度につき基準に適合していると認めたものに限る。）について、その者の居宅において、その心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行う事業所。

居宅療養管理指導事業所

居宅要介護者について、病院、診療所又は薬局の医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士、看護職員により行われる療養上の管理及び指導を行う事業所。

通所介護事業所

居宅要介護者について、老人福祉法に規定する老人デイサービスセンター等に通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う事業所（利用定員が19人以上であるものに限り、認知症対応型通所介護事業所に該当するものを除く。）。

通所リハビリテーション事業所

居宅要介護者（主治医がその治療の必要の程度につき基準に適合していると認めたものに限る。）について、介護老人保健施設、病院、診療所等の施設に通わせ、当該施設において、その心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行う事業所。

短期入所生活介護事業所

居宅要介護者について、老人福祉法に規定する老人短期入所施設に短期間入所させ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う事業所。

短期入所療養介護事業所

居宅要介護者について、介護老人保健施設、介護医療院等の施設に短期間入所させ、当該施設において看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行う事業所。

特定施設入居者生活介護事業所

特定施設（有料老人ホーム等の施設であって、地域密着型特定施設でないもの）に入居している要介護者について、当該特定施設が提供するサービスの内容、これを担当する者等を定めた計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行う事業所。

福祉用具貸与事業所

居宅要介護者について、福祉用具（要介護者等の日常生活上の便宜を図るための用具及び要介護者等の機能訓練のための用具であって、要介護者等の日常生活の自立を助けるためのもののうち厚生労働大臣が定めるもの）の貸与を行う事業所。

特定福祉用具販売事業所

居宅要介護者について、特定福祉用具（福祉用具のうち入浴又は排せつの用に供するものその他厚生労働大臣が定めるもの）の販売を行う事業所。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所

居宅要介護者について、定期的な巡回又は随時通報によりその者の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応その他の安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行う事業所。

夜間対応型訪問介護事業所

居宅要介護者について、夜間において、定期的な巡回訪問により、又は通報を受け、その者の居宅において介護福祉士等により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話を行う事業所。

地域密着型通所介護事業所

居宅要介護者について、老人福祉法に規定する老人デイサービスセンター等に通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う事業所（利用定員が19人未満であるものに限り、認知症対応型通所介護に該当するものを除く。）。

認知症対応型通所介護事業所

居宅要介護者であって、脳血管疾患、アルツハイマー病等により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態（以下「認知症」という。）であるものについて、老人福祉法に規定する老人デイサービスセンター等に通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う事業所。

小規模多機能型居宅介護事業所

居宅要介護者について、その者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その者の選択に基づき、その者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う事業所。

認知症対応型共同生活介護事業所

要介護者であって認知症であるもの（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。）について、その共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う事業所。

地域密着型特定施設入居者生活介護事業所

介護専用型特定施設（有料老人ホームその他介護保険法第8条第11項の厚生労働省令で定める施設であって、その入居者が要介護者、その配偶者等に限られるもの）のうち、その入居定員が29人以下であるもの（以下この項において「地域密着型特定施設」という。）に入居している要介護者について、当該地域密着型特定施設が提供するサービスの内容、これを担当する者等を定めた計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行う事業所。

地域密着型介護老人福祉施設

老人福祉法に規定する特別養護老人ホーム（入所定員が29人以下であるものに限る。以下この項において同じ。）であって、当該特別養護老人ホームに入所する要介護者に対し、当該施設が提供するサービスの内容、これを担当する者等を定めた計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等

の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする施設。

複合型サービス事業所（看護小規模多機能型居宅介護事業所）

居宅要介護者について一体的に提供されることが特に効果的かつ効率的なサービスの組み合わせにより提供されるサービスとして厚生労働省令で定めるものであり、平成24年度以降は、訪問看護と小規模多機能型居宅介護が一体的に提供される事業所とされている。

居宅介護支援事業所

居宅要介護者が指定居宅サービス、指定地域密着型サービス及びその他の居宅において日常生活を営むために必要な保健医療サービス又は福祉サービスの適切な利用等を行うことができるよう、当該居宅要介護者の依頼を受けて、その心身の状況、その置かれている環境、当該居宅要介護者及びその家族の希望等を勘案し、利用する指定居宅サービス等の種類及び内容、これを担当する者を定めた計画（以下「居宅サービス計画」という。）を作成するとともに、当該居宅サービス計画に基づく指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、サービス事業者その他の者との連絡調整その他の便宜の提供を行い、並びに当該居宅要介護者が介護保険施設等への入所を要する場合にあっては、施設への紹介その他の便宜の提供を行う事業所。

介護老人福祉施設

老人福祉法に規定する特別養護老人ホーム（入所定員が30人以上であるものに限る。以下この項において同じ。）であって、当該特別養護老人ホームに入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする施設。

介護老人保健施設

要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設。

介護医療院

要介護者であって、主として長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設。

介護予防訪問入浴介護事業所

要支援者であって、居宅において支援を受けるもの（以下「居宅要支援者」という。）について、その介護予防を目的として、その者の居宅を訪問し浴槽を提供して行われる入浴の介護を行う事業所。

介護予防訪問看護事業所

居宅要支援者（主治医がその治療の必要の程度につき基準に適合していると認めたものに限る。）について、その者の居宅において、その介護予防を目的として、看護師等により行われる療養上の世話又は必要な診療の補助を行う事業所。

介護予防訪問リハビリテーション事業所

居宅要支援者（主治医がその治療の必要の程度につき基準に適合していると認めたものに限る。）について、その者の居宅において、その介護予防を目的として行われる理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行う事業所。

介護予防居宅療養管理指導事業所

居宅要支援者について、その介護予防を目的として、病院、診療所又は薬局の医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士、看護職員により行われる療養上の管理及び指導を行う事業所。

介護予防通所リハビリテーション事業所

居宅要支援者（主治医がその治療の必要の程度につき基準に適合していると認めたものに限る。）について、介護老人保健施設、病院、診療所等の施設に通わせ、当該施設において、その介護予防を目的として行われる理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行う事業所。

介護予防短期入所生活介護事業所

居宅要支援者について、老人福祉法に規定する老人短期入所施設に短期間入所させ、その介護

予防を目的として、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行う事業所。

介護予防短期入所療養介護事業所

居宅要支援者について、介護老人保健施設、介護医療院等の施設に短期間入所させ、その介護予防を目的として、当該施設において看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行う事業所。

介護予防特定施設入居者生活介護事業所

特定施設（有料老人ホーム等の施設であって、地域密着型特定施設でないもの）に入居している要支援者について、その介護予防を目的として、当該特定施設が提供するサービスの内容、これを担当する者等を定めた計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話を行う事業所。

介護予防福祉用具貸与事業所

居宅要支援者について、介護予防に資するものとして厚生労働大臣が定める福祉用具の貸与を行う事業所。

特定介護予防福祉用具販売事業所

居宅要支援者について、特定介護予防福祉用具（福祉用具のうちその介護予防に資するものであって入浴又は排せつの用に供するものその他の厚生労働大臣が定めるもの）の販売を行う事業所。

介護予防認知症対応型通所介護事業所

居宅要支援者であって、認知症であるものについて、その介護予防を目的として、老人福祉法に規定する老人デイサービスセンターに通わせ、当該施設において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行う事業所。

介護予防小規模多機能型居宅介護事業所

居宅要支援者について、その者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その者の選択に基づき、その者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、その介護予防を目的として、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行う事業所。

介護予防認知症対応型共同生活介護事業所

要支援者であって認知症であるものについて、その共同生活を営むべき住居において、その介護予防を目的として、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行う事業所。

介護予防支援事業所（地域包括支援センター）

居宅要支援者が、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス等（以下この項において「指定介護予防サービス等」という。）の適切な利用等を行うことができるよう、地域包括支援センターの職員等が、当該居宅要支援者の依頼を受けて、その心身の状況、その置かれている環境、当該居宅要支援者及びその家族の希望等を勘案し、利用する指定介護予防サービス等の種類及び内容、これを担当する者等を定めた計画（以下「介護予防サービス計画」という。）を作成するとともに、当該介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者その他の者との連絡調整その他の便宜の提供を行う事業所。

児童福祉施設

助産施設

保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせる施設。

乳児院

乳児（特に必要のある場合は幼児を含む。）を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談、その他の援助を行う施設。

母子生活支援施設

配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子であってその者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがある場合に、その保護者及びその児童を入所させて、保護するとともに、自立促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行う施設。

保育所

保護者の労働又は疾病その他の事由により、保育を必要とする乳児又は幼児を保育することを目的とする施設。

認定こども園

①教育及び保育を一体的に提供する機能（保育を必要とする子どもにも、保育を必要とする子ども以外の子どもにも対応）、②地域における子育て支援（子育て相談や親子の集いの場の提供）を行う機能を備え、都道府県知事等の認可又は認定を受けた施設。

児童遊園

児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、自主性、社会性、創造性を高め、情操を豊かにするとともに、母親クラブ等の地域組織活動を育成助長する拠点としての機能を有するもの。

児童館・児童センター

健全な遊びを通じて、児童の健康を増進し、あわせて、情操を豊かにすることを目的とする施設で、以下の種類がある。

- ・ **小型児童館**……………小地域を対象として、児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにするとともに、母親クラブ、子ども会等の地域組織活動の育成助長を図る等、児童の健全育成に関する総合的な機能を有するもの。
- ・ **児童センター**……………小型児童館の機能に加えて、運動、遊びを通して体力増進を図ることを目的とした指導機能を有し、必要に応じて年長児童に対する育成機能を有するもの。
- ・ **大型児童館（Ａ型）**……………児童センターの機能に加えて、都道府県内の小型児童館、児童センター及びその他の児童館の指導及び連絡調整等の役割を果たす中枢的機能を有するもの。
- ・ **大型児童館（Ｂ型）**……………豊かな自然環境に恵まれた一定の地域内に設置し、児童が宿泊しながら、自然を活かした遊びを通して協調性、創造性、忍耐力等を高めることを目的とし、小型児童館の機能に加えて、自然の中で児童を宿泊させ、野外活動が行える機能を有するもの。
- ・ **大型児童館（Ｃ型）**……………広域を対象として児童に健全な遊びを与え、児童の健康を増進し、又は情操を豊かにする等の機能に加えて芸術、体育、科学等の総合的な活動ができるように、劇場、ギャラリー、屋内プール、コンピュータプレイルーム、歴史・科学資料展示室、宿泊研修室、児童遊園等が適宜附設され、多様な児童のニーズに総合的に対応できる体制にあるもの。
- ・ **その他の児童館**……………小型児童館に準ずる児童館。

児童養護施設

保護者のない児童（特に必要のある場合は乳児を含む。）、虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童を入所させて養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行う施設。

福祉型障害児入所施設

障害児を入所させて、保護並びに日常生活における基本的な動作及び独立自活に必要な知識技能の習得のための支援を行う施設。

医療型障害児入所施設

障害児を入所させて、保護、日常生活における基本的な動作及び独立自活に必要な知識技能の習得のための支援並びに治療を行う施設。

児童発達支援センター

地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を担う機関として、障害児を日々保護者の下から通わせて、高度の専門的な知識及び技術を必要とする児童発達支援を提供し、あわせて障害児の家族、指定障害児通所支援事業者その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行う施設。

児童心理治療施設

軽度の情緒障害を有する児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、その情緒障害を治し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行う施設。

児童自立支援施設

不良行為をなし又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所又は通所させ、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談、その他の援助を行う施設。

児童家庭支援センター

地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、保護を要する児童又はその保護者に対する指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整その他の援助を総合的に行う施設。

母子・父子福祉施設

母子・父子福祉センター

無料又は低額な料金で、母子家庭等に対し各種の相談に応ずるとともに、生活指導及び生業の指導を行う等母子家庭等の福祉のための便宜を供与する施設。

女性自立支援施設等

女性自立支援施設

配偶者からの暴力や家庭環境の破綻、生活の困窮など様々な事情により日常生活又は社会生活を営むうえで困難な問題を抱えている女性の保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行う施設。

女性相談支援センター

配偶者からの暴力の被害を受けた女性を含め、困難な問題を抱える女性に関する様々な相談に応ずるとともに、緊急時における安全の確保及び一時保護、医学的または心理学的な援助その他女性の自立の促進等に必要な情報提供や援助等を行う施設。なお、一時保護については、女性相談支援センターが自ら行うか、女性相談支援センターから一定の基準を満たす者に委託して行う。

配偶者暴力相談支援センター

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、被害者に関する各般の問題について相談に応ずるとともに、緊急時における安全の確保及び一時保護、自立して生活するための支援、保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助を行う。

障害者総合支援法による障害福祉サービス等

居宅介護（ホームヘルプ）

居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行う。

重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって常時介護を要する方を対象に、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行うとともに、病院等に入院又は入所している方に対して意思疎通の支援その他の支援を行う。

同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等を対象に、外出時に同行し、移動時に必要な視覚的情報の提供（代筆、代読を含む）をするとともに、移動の援護、排泄・食事等の介護その他の外出する際に必要な援助を行う。

行動援護

知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要する方を対象に、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等が行動する際の必要な援助を行う。

重度障害者等包括支援

常時介護を要する障害者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある方並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する方を対象に、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助を包括的に提供する。

短期入所（ショートステイ）

居宅においてその介護を行うものの疾病、その他の理由により、障害者支援施設等への短期間の入所を必要とする障害者等を対象に、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排泄及び食事の介護、その他の必要な支援を提供する。

療養介護

医療を要する障害者であって常時介護を要する方を対象に、主として昼間、病院等で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の支援を提供する。

生活介護

常時介護を要する方を対象に、主として昼間、障害者支援施設等において、入浴・排泄・食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談・助言、その他必要な日常生活の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活上向上のために必要な支援を提供する。

障害者支援施設（施設入所支援等）

障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設。

自立訓練（機能訓練）

身体障害者又は難病等対象者を対象に、障害者支援施設もしくは障害福祉サービス事業所において、又は居宅の訪問において行われる理学療法、作業療法、その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言、その他必要な支援を提供する。

自立訓練（生活訓練）

知的障害又は精神障害を有する障害者を対象に、障害者支援施設もしくは障害福祉サービス事業所において、又は居宅の訪問において行われる入浴、排泄及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な支援を提供する。

就労選択支援

短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向、就労するために必要な配慮その他の整理を行い、又はこれに併せて当該評価及び当該整理の結果に基づき、適切な支援の提供のために必要な関係者との連絡調整、就労に係る情報の提供及び助言その他の便宜を提供する。

就労移行支援

生産活動、職場体験、その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談、その他の必要な支援を行う。

就労継続支援（A型）

雇用契約に基づく生産活動、その他の活動機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他必要な支援の提供を行う。

就労継続支援（B型）

雇用契約に基づかない生産活動、その他の活動機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他必要な支援の提供を行う。

就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者を対象に、一定の期間にわたり、一般就労先

での就労の継続を図るため、当該就労先の事業主、障害福祉サービス事業を行う者、医療機関、その他の者との連絡調整や指導・助言等の支援を提供する。

共同生活援助（グループホーム）

主として夜間において、共同生活を営むべき住居において行われる相談、入浴、排泄又は食事の介護、その他の必要な日常生活上の支援を提供する。

自立生活援助

居宅において単身等で生活する障害者につき、定期的な巡回訪問又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むために必要な援助を行う。

移動支援

障害者等が円滑に外出することができるよう、障害者等の移動を支援する。

地域活動支援センター

地域生活支援事業の一つで、市町村が地域の実情に応じて実施する。創作活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進及び相談支援等を行なう地域密着型の施設。

児童福祉法による障害児通所支援事業

児童発達支援

主に未就学の障害児を対象に、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援、その他必要な支援又はこれに併せて治療を行う。

放課後等デイサービス

就学（幼稚園及び大学を除く）している障害児を対象に、授業の終了後又は学校の休業日に児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行う。

保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応の為に専門的な支援、その他必要な支援を行う。

居宅訪問型児童発達支援

重症の障害等の状態にある障害児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児を対象に、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行う。

その他の社会福祉施設

隣保館

地域のコミュニティセンターとして、各種相談事業をはじめ社会福祉、保健衛生等に関する事業を総合的に行うとともに、国民的課題としての人権・同和問題に対する理解を深めるための活動を行う施設。

無料低額診療施設

生計困難者に対して、無料又は低額な料金で診療を行う施設。

授産施設（社会福祉法）

生計困難者に対して就労又は技能の修得のために必要な機会及び便宜を与えて自立助長を図る施設。

無料低額宿泊所（社会福祉法）

生計困難者に対して、無料又は低額な料金で宿泊を提供する施設。

地域福祉センター

地域における福祉活動の拠点として、地域住民の福祉ニーズに応じた、各種相談、入浴・給食サービス、社会適応訓練、機能回復訓練、創作的活動、ボランティアの養成及び活動の場の提供、各種福祉情報の提供等を総合的に行うとともに、住民参加の下に、地域の実情に応じた各種事業を実施する。

訪問看護ステーション

都道府県知事（介護保険）及び地方厚生局（医療保険）の指定を受け、訪問看護を専門に行う事業所のこと。病気やけが等により、家庭において継続して療養を受ける状態にある者に対し、看護師等が訪問し、家庭において療養上の世話又は必要な診療の補助を行っている。